

鳥羽市中小企業・小規模企業振興条例 逐条解説書

令和8年4月1日



■目次

前文	3
第1条 目的	4
第2条 用語の定義	5
第3条 基本理念	7
第4条 市の責務	8
第5条 中小企業等の主体的な努力と地域社会への寄与	10
第6条 商工団体等の役割	11
第7条 教育機関の役割	12
第8条 金融機関の役割	13
第9条 中堅企業の役割	14
第10条 市民の理解及び協力	15
第11条 基本方針	16
第12条 ものづくり産業の振興	17
第13条 サービス産業の振興	18
第14条 観光関連産業の振興	19
第15条 産業基盤整備と民間活力の活用	20
第16条 大規模災害時の早期の復旧及び復興の仕組み	21
第17条 緊急経済対策等の政策協議の場	22
第18条 財政上の措置	23

■ 条文と趣旨

<前文>

鳥羽市は、古くから造船業などのものづくり産業に加え、豊かな自然景観、海産物などの食資源、海女文化といった海にまつわる観光資源を活かした観光関連産業及び付随するサービス産業を中心に、日本有数の観光地域として伊勢志摩地域の経済を支えてきた。この鳥羽市の経済を長きにわたり牽引してきたのは多様な民間事業者であり、中でもその大宗を占める中小企業・小規模企業は、経済の重要な担い手であるとともに、市民生活を支え、地域社会の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、鳥羽市では、急激な人口減少と生産年齢人口の減少が進行している。また、昨今の地政学的世界情勢の変化、感染症のまん延、気候変動への対応、人材不足や国内市場の縮小が相まって、中小企業・小規模企業を取り巻く事業環境は厳しさを増している。

このような状況の中、今後想定される大規模災害等への対応、南海トラフ巨大地震やパンデミック発生時における事業者の早期復旧・復興に向けた行政と商工会議所等との連携強化が重要となっており、実効性のある対策を迅速に実施できる仕組みづくりが必要である。

一方で、伊勢志摩地域には神宮式年遷宮の度に多くの観光客が訪れ、地域経済に好景気をもたらしてきた歴史がある。20年に1度の神宮式年遷宮を契機に、新たな市場を獲得し、鳥羽市経済の規模拡大が期待される。

行政、民間事業者、支援機関等がこの認識を共有し、行政による産業基盤整備の推進と、民間活力の活用による地域経済拡大の好循環を生み出すため、今こそ新たな挑戦への行動が必要である。

このような認識のもと、中小企業・小規模企業のさらなる発展を市政の重要項目に位置づけ、中小企業・小規模企業をはじめとする関係機関と市が一体となって振興し、地域の活力を高め地域経済の拡大を図るため、この条例を制定する。

【解説】

前文は、この条例を制定する背景や趣旨を示すとともに、中小企業等の重要性と振興の必要性について定めています。

■第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、地域経済において中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）が果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等に関する施策の基本となる事項を定め、市の責務、中小企業等の努力、並びに商工団体等の役割を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例の目的を定めています。中小企業等の振興施策を総合的に推進し、地域経済の発展及び市民生活の向上を図ることを目的にしています。

【解説】

この条例は、関連法令（中小企業基本法、小規模企業振興基本法）及び三重県中小企業・小規模企業振興条例の趣旨を踏まえ、本市における中小企業等が地域経済において重要な役割を担っていることを踏まえ、その振興に関する基本的事項を定めるものとしています。

また、市の責務、中小企業の努力、商工団体等の役割を明確にすることにより、関係者が連携して施策を推進し、地域経済の持続的な発展と市民生活の向上を図ることを目的としています。

■第2条 用語の定義

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する市内の中小企業者をいう。

(2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する市内の小規模企業者をいう。

(3) 中堅企業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中小企業者を除く常時使用する従業員の数が2,000人以下の市内の企業及び個人をいう。

(4) 商工団体等 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく鳥羽商工会議所、その他の商工業に関する市内の団体及び中小企業等の振興を図ることを目的とする市内団体をいう。

(5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校であつて、市内に存するもの及び市内で研究開発等の事業活動を行う機関をいう。

(6) 金融機関 市内に本店又は支店を置く銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であつて、市内で事業活動を行う機関をいう。

(7) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤及び通学する者をいう。

【趣旨】

本条では、本条例に用いる用語の定義を定めています。

【解説】

第1号では「中小企業」、第2号では「小規模企業」について定義しています。下表のとおり小規模企業者は中小企業者に含まれますが、本市では小規模企業の振興を図ることが中小企業等の振興につながり、ひいては地域全体の発展に結び付くとの考え方により、それぞれを分けて定義しています。

<参考：小規模企業・中小企業の分類（中小企業基本法に基づく）>

業種分類	中小企業者		
	小規模企業者		
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業 その他	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下

第3号では「中堅企業」について定義しており、中小企業を超える規模であるが地域経済に影響力を有する事業者を指しています。

第4号では「商工団体等」について定義しており、鳥羽商工会議所をはじめとする商工業に関する団体や、中小企業の振興を目的とする団体を指しています。

第5号では「教育機関」について定義しており、市内の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）及び市内で研究開発等の事業活動を行う大学等を指します。

第6号では「金融機関」について定義しており、市内企業と取引を行う金融機関を指します。中小企業等との関係が深い日本政策金融公庫や商工組合中央金庫、三重県信用保証協会等も含めます。

第7号では「市民」について定義しており、市内在住者だけでなく、市内に通勤又は通学する者も含めた市民の範囲を定めています。

■第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

(1) 中小企業等が自らの創意工夫及び経営の向上に対する主体的な取組を行うことを促すこと。

(2) 地域における雇用を維持し、地域社会の活力を確保するために、中小企業等が果たす役割の重要性に鑑み、関係機関が一体となって中小企業等の振興を強力に推進すること。

【趣旨】

本条は、中小企業等の振興に関する基本理念を定めています。

【解説】

第1号では、中小企業基本法第3条に規定される基本理念を踏まえ、中小企業等の創意工夫を生かしつつ、その自主的な努力により、経営の改善や向上の促進を図ります。

第2号では、中小企業等が地域の雇用や地域社会の活力を支える存在であることを踏まえ、市や関係機関が連携して振興施策を推進する必要性を示しています。

<参考：中小企業基本法（抜粋）>

(基本理念)

第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

■第4条 市の責務

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、中小企業等の実態を的確に把握し、その意見の反映に努め、国、県その他関係機関と連携して取り組むものとする。

3 市は、中小企業等の振興に関する施策について、市民の理解を深めるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市の責務について定めています。市は、施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有します。

【解説】

第1項では、小規模企業振興基本法第7条第1項及び中小企業基本法第6条の規定に基づき、市は、中小企業等の振興に関する施策を企画立案し、実施する必要があるとしています。

<参考：小規模企業振興基本法（抜粋）>

(地方公共団体の責務)

第7条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

<参考：中小企業基本法（抜粋）>

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2項では、市は、中小企業等の実態を正しく把握し、その意見を反映するように努めるとともに、各主体と協力して中小企業等の振興施策に取り組むものとしています。

第3項では、市は、小規模企業振興基本法第7条第2項の規定に基づき、中小企業等の活動が地域の発展や市民生活の向上に貢献していること等について、市民の理解を深めるよう努めるものとしています。

<参考：小規模企業振興基本法（抜粋）>

（地方公共団体の責務）

第7条

2 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

■第5条 中小企業等の主体的な努力と地域社会への寄与

(中小企業等の主体的な努力と地域社会への寄与)

第5条 中小企業等は、自らの事業の発展に自主的に努めるとともに、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 地域における雇用機会の確保及び人材育成に努めること。
- (2) 従業員の働きやすい環境の整備に努めること。
- (3) まちづくりや地域の文化又は伝統継承の担い手としてコミュニティの維持及び発展に協力すること。

【趣旨】

本条は、中小企業等の主体的な努力と地域社会への寄与について定めています。

【解説】

小規模企業振興基本法第8条第1項及び中小企業基本法第7条第1項の規定を踏まえ、中小企業等は、自らの経営努力によって事業の発展を図るとともに、地域社会の一員として雇用確保、人材育成、働きやすい職場づくり、地域文化やコミュニティの維持発展への協力に努めることを示しています。

<参考：小規模企業振興基本法（抜粋）>

(小規模企業者の努力等)

第8条 小規模企業者は、経済社会情勢の変化に即応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

<参考：中小企業基本法（抜粋）>

(中小企業者の努力等)

第7条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

■第6条 商工団体等の役割

(商工団体等の役割)

第6条 商工団体等は、第3条に定める基本理念にのっとり、中小企業等の経営の安定及び向上を支援する事業に積極的に取り組むとともに、市等が行う施策に積極的に協力するものとする。

2 商工団体等は、中小企業等の実態を把握し、要望を的確に捉え、事業活動に反映するよう努めるものとする。

3 商工団体等は、国の地方創生施策に基づく民間活力の活用に関与し、その調整を図るものとする。

【趣旨】

本条は、商工団体等に求める役割を定めています。中小企業等に寄り添って支援を行う商工団体等には、特に重要な役割が求められます。

【解説】

第1項では、商工団体等は、中小企業等が抱える様々な経営課題に関し、事業者に伴走して支援を行う役割を担っていることから、その経営の改善・発達及び革新を促進するための取組を積極的に行うものとしています。

第2項では、商工団体等は、事業所への訪問等を通じて、中小企業等の抱える経営課題を抽出し、必要な支援を行うとともに、その支援の一環として、商工会員の関係強化や多様な主体との連携を促進するよう努めていただくものとしています。

第3項では、商工団体等は、国の地方創生施策等において民間活力の活用に関与することを期待しています。

■ 第7条 教育機関の役割

(教育機関の役割)

第7条 教育機関は、企業人材育成機関及び高度人材育成機関として、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) その有する知見を活用し、地域企業との産学連携事業を推進すること。
- (2) 地域企業への理解促進のため、インターンシップ等を積極的に実施すること。

【趣旨】

本条は、教育機関に求める役割を定めています。若者の勤労及び職業に対する意識の啓発、地域における人材育成・確保等の面で、教育機関の役割は重要です。

【解説】

教育機関は、地域企業との産学連携を推進し、研究成果や知見を地域企業に還元する役割を担うものとしています。

また、インターンシップ等を通じて学生の地域企業への理解を深めることが期待されるものとしています。

■第8条 金融機関の役割

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業等の円滑な資金調達に協力するとともに、その経営改善に資する支援に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、金融機関に求める役割を定めています。資金供給や経営相談等の面で、中小企業等と密接な関係がある金融機関の役割は重要です。

【解説】

金融機関は、中小企業等の経営の安定化や改善、向上を図る取組を促進するため、円滑な資金融資や経営相談等の支援に努めるものとしています。

■第9条 中堅企業の役割

(中堅企業の役割)

第9条 中堅企業は、中小企業等の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 中堅企業は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域経済の持続的発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、中堅企業に求める役割を定めています。中堅企業は、地域経済に対して大きな影響力を有しており、その事業に関して中小企業等との関係は欠くことができないものであることから、中小企業等の振興について一定の役割を求めるものです。

【解説】

第1項では、中堅企業は、自らの事業活動の維持や地域社会の発展のために、中小企業等が重要な役割を果たしていることを認識し、円滑な連携を図るよう努めていただくものとしています。

第2項では、中堅企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めていただくものとしています。

■第10条 市民の理解及び協力

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業等の振興が地域社会の持続的な発展及び市民生活に寄与していることについての理解を深め、その振興施策に対し協力をするよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市民に求める理解及び協力について定めています。

【解説】

市民は、中小企業等の振興により、雇用の創出や経済の活性化が図られ、地域社会が発展し、市民生活の向上にもつながるといふ好循環が生まれることを理解した上で、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めていただくものとしています。

■第11条 基本方針

(基本方針)

第11条 市は、中小企業等の自らの創意工夫及び経営の向上に対する主体的な取組に対し、商工会議所をはじめとする関係機関等と連携し、次に掲げる事項に基づき、その取組が着実に実行できるよう必要な支援を講ずるものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化に関すること。
- (2) 販路の拡大及び新たな事業の展開の促進に関すること。
- (3) 人材の確保及び育成に関すること。
- (4) 創業の促進並びに事業承継への支援に関すること。
- (5) 企業間連携等の促進に関すること。
- (6) デジタル技術の活用に関すること。
- (7) カーボンニュートラルへの対応に関すること。
- (8) 防災及び減災対策の促進に関すること。
- (9) 観光誘客及び消費の促進に関すること。
- (10) 資金供給の円滑化に関すること。
- (11) 職場環境整備に関すること。

【趣旨】

本条は、市が実施する中小企業振興施策の基本方針について定めています。

【解説】

経営革新、販路開拓、人材確保、創業支援、事業承継、企業間連携、デジタル化、カーボンニュートラル、防災対策、観光振興、資金供給、職場環境整備など、多様な分野において支援を行うものとしています。

■第12条 ものづくり産業の振興

(ものづくり産業の振興)

第12条 市は、地域の社会基盤を支える建設、運輸、工業その他のものづくり産業の振興を図るため、次に掲げる事項に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) ものづくりを支える知識、技術及び技能の継承に関すること。
- (2) 新たな取引や販路を開拓するため、ICT技術等を活用した情報発信に関すること。
- (3) デジタル技術の活用や新事業の創出に関すること。
- (4) 多様な人材確保のための職場環境の改善に関すること。

【趣旨】

本条は、建設業、工業、運輸業など地域基盤を支えるものづくり産業の振興を定めています。

【解説】

技能継承、ICT活用による販路開拓、新事業創出、人材確保などを支援するものとしています。

■第13条 サービス産業の振興

(サービス産業の振興)

第13条 市は、地域経済の高付加価値化に資する商業、観光、宿泊、料飲食業その他のサービス産業の振興を図るため、次に掲げる事項に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 多様な地域資源を活用した新たな商品及びサービスの開発に関する事。
- (2) 販売促進や販売経路の多様化に関する事。
- (3) 本業の強みを生かした新事業への進出など業態転換等に関する事。

【趣旨】

本条は、商業、観光、宿泊、飲食などのサービス産業の振興について定めています。

【解説】

地域資源を活用した新たな製品・サービスの開発や技術導入を支援し、新たな価値の創出や新たな事業の展開の促進を図るものとしています。

■第14条 観光関連産業の振興

(観光関連産業の振興)

第14条 市は、国際観光都市としての鳥羽市の基幹産業である観光関連産業の振興を推進するため、次に掲げる事項に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 漁業と観光関連産業との連携強化に関すること。
- (2) 海女文化、歴史遺産等民俗学的資源の経済的活用に関すること。
- (3) 外国人観光客等の受け入れ強化に関すること。
- (4) 自然景観や文化財などの観光資源の形成、維持及び保全に関すること。

【趣旨】

本条は、鳥羽市の基幹産業である観光関連産業の振興について定めています。

【解説】

漁業との連携、海女文化などの地域資源活用、インバウンド対応、観光資源の保全などを推進することとしています。

■第15条 産業基盤整備と民間活力の活用

(産業基盤整備と民間活力の活用)

第15条 市は、民間投資を呼び込むための産業基盤整備を推進し、民間事業者の知識、知見及び技術を生かして、地域経済の拡大を図るものとする。

【趣旨】

本条は、産業基盤整備と民間活力の活用について定めています。

【解説】

民間投資を呼び込み、地域経済の拡大を図るための産業基盤整備と民間活力の活用について定めています。

■第 16 条 大規模災害時の早期の復旧及び復興の仕組み

(大規模災害時の早期の復旧及び復興の仕組み)

第 16 条 市は、大規模災害時等における中小企業等の早期の復旧及び復興を適切に進めるため、平時からの情報共有に努めるとともに、発災時には、官民連携による迅速かつ実効性のある取組を実施するものとする。

【趣旨】

本条は、大規模災害発生時における中小企業の早期復旧・復興に関する仕組みを定めています。

【解説】

平時からの情報共有や発災時の官民連携による迅速な支援体制の構築を目的としています。

■第 17 条 緊急経済対策等の政策協議の場

(緊急経済対策等の政策協議の場)

第 17 条 市は、景気後退等により国の緊急経済対策等が示された場合には、効果的で実効性の高い対策となるよう、商工団体等との適時適切な協議の場を設けるものとする。

【趣旨】

本条は、政策協議の場について定めています。

【解説】

景気後退などの際に国の経済対策に対応するため、市と商工団体等との協議の場を設けることを定めています。

■第18条 財政上の措置

(財政上の措置)

第18条 市は、中小企業等に対する施策を円滑に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業等の振興を推進するための必要な財政上の措置について定めています。

【解説】

市は、中小企業等の振興に関する具体的な事業を実施するため、必要な予算措置を講ずるよう努めるものとしています。